

印西地区環境整備事業組合
次期中間処理施設整備事業用地検討委員会
会議録

開催回数	第12回				
開催年月日	平成26年6月22日(日)				
開催時間	13:00~16:50				
開催場所	印西地区環境整備事業組合 3階大会議室				
出席者	学識経験委員	(一社) 廃棄物処理施設技術管理協会 会長	委員長	寺嶋 均	
		(一財) 日本環境衛生センター 理事	副委員長	河邊 安男	
		持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長		鬼沢 良子	
		東京電機大学 未来科学部 建築学科 教授		土田 寛	
	委員	印西市公募住民			亀倉 良一 黒岩 七三 黒須 良次 山口 進
		白井市公募住民		副委員長	柴田 圭子 藤森 義韶 渡邊 忠明
		栄町公募住民			玉野 辰弘 山本 博久
		印西CC環境委員会住民側委員			岩井 邦夫
	事務局	印西地区環境整備事業組合		事務局長	杉山 甚一
		印西CC	次期施設推進班 次期施設推進班 次期施設推進班	工場長 主幹 主幹 主査 主査補 副主査	大須賀 利明 土佐 光雄 鳥羽 洋志 浅倉 郁 中野 竜一 川砂 智行
	関係市町	印西市環境経済部クリーン推進課 次期中間処理施設対策室長事務取扱		担当課長	山口 隆
		白井市環境建設部環境課		課長	伊藤 勉
		栄町環境課		課長	池田 誠
コンサルタント	(株) 日本環境工学設計事務所 技術部		常務	鈴木 幸造	

※欠席：堀本桂委員（印西市公募住民）

※傍聴人：9人

次第	頁
1 開会	3
2 会議録について（第11回会議）	3
3 候補地の1次審査（案）について	4
4 候補地の2次審査（案）について	7
5 候補地の3次審査の進め方について	40
6 その他	46
7 閉会	50

次第1 開会

浅倉郁（事務局：主査）

定刻となりましたので、只今から印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業用地検討委員会の第12回会議を開会します。

事務局から報告があります。

堀本委員から、所用のため欠席との連絡がありました。

開会に当たり、委員長のご挨拶をお願いします。

寺嶋均（委員長）

皆さんこんにちは。

これまで皆さんには、周辺住民意見交換会に輪番で出席いただいておりますが、直に住民の方々の声を聞くことにより、色々感じたこともあったと思うので、これからの審査に是非活用していただくよう、お願いします。

今日の会議は、1次審査について、今迄未確認の部分をはっきりさせた結果報告をいただき、1次審査を確定したいこと。

また、2次審査の景観等についても審議のうえ確定したいこと。

最後に、3次審査の進め方についても皆さんの意見をいただければと思います。

本日も審議事項が盛りだくさんです。

これまで、皆さんの意見を出来るだけ聞き、盛んに議論していただく方針で会議を進行してきましたが、意見を控えるような意味合いではなく、当初の予定通り16時を目途に閉会となるよう努力したいと思うので、皆さんの協力をお願いします。

浅倉郁（事務局：主査）

以後の会議進行を委員長をお願いします。

寺嶋均（委員長）

議題に入る前に、本日の第12回会議の会議録署名委員の指名を行います。

今回は黒須委員と山本委員をお願いします。

次第2 会議録について（第11回会議）

寺嶋均（委員長）

次第の2番、「第11回会議の会議録について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

浅倉郁（事務局：主査）

第11回会議の全文会議録は、6月10日に皆様にメール送信しましたが、公開対象のコンパクト版会議録は現時点で作成が完了していません。

6月末を目途に皆様にメール送信したいと考えています。

寺嶋均（委員長）

事務局は周辺住民意見交換会に忙殺され、なかなか会議録の整理まで手が行き届かない現状のようですが、質問や意見はありますか。

6月末を目途にコンパクト版会議録を作成したいということですが、認めることでよろしいか。

（「異議なし」との発言あり）

寺嶋均（委員長）

それでは、6月末迄にメール送信してください。

次第3 候補地の1次審査（案）

寺嶋均（委員長）

次第の3番、「候補地の1次審査（案）について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

浅倉郁（事務局：主査）

説明の前に、3点程報告があります。

1点目は、既に皆様にメール連絡していますが、6月10日付けで武西地区①の応募者から応募取下書が提出され同日に受理したので、現時点の候補地は5箇所となります。

2点目は、本日の会議開催に当たり意見書が9通提出されています。

1通目は渡邊副委員長、2通目から4通目は木刈在住の津島氏、5通目は小倉台在住の匿名者、6通目は亀倉委員、7通目は木刈在住の匿名者、8通目及び9通目は黒須委員から提出がありましたので、本日の審議の参考としてください。

3点目は、参考資料②、「滝地区内の候補地をゴミ焼却場建設地から除外することを求める請願」の写しをご覧ください。

前回会議でも報告しましたが、滝野自治会連合会の会長を代表とした7名の連名により、用地検討委員会委員長宛てに提出のあった請願の写しです。

なお、同様の請願を組合管理者、組合議会議長、印西市長及び印西市議会議長宛てにも提出していることを確認しています。

報告は以上です。

それでは、候補地の1次審査（案）を説明します。

会議資料の2ページをご覧ください。

1次審査は、前回会議において現時点で把握している情報では、全ての候補地が用地条件を満たしているとの判断により、全候補地を2次審査に進めることで決していますが、先程説明した応募の取り下げ及び未了調査部の完了により、資料を変更しています。

まず、武西地区①の応募取り下げに伴い、武西地区②を武西地区と変更表記しました。

他の資料も同様に変更表記しています。

次に岩戸地区は、前回会議で応募変更届出書に対する追加審議をお願いし、2筆の除外及び新たに1筆の追加に関して了承をいただきました。

その後、追加した1筆に対するNo.4 その他(vi)の暴力団に関する調査が完了し、暴力団等が所有する土地ではないことを確認したので、判定欄にマルを記載し、合わせて備考欄に記載していた追加調査を行う旨は削除しました。

以上が1次審査の最終結果となります。

寺嶋均（委員長）

質問や意見があればお願いします。

藤森義韶（委員）

先程紹介のあった意見書はどのように取り扱うのですか。

単に記憶に留めておくという取り扱いですか。

浅倉郁（事務局：主査）

意見書の取り扱いは、これまで同じ対応をしています。

事前に皆様へメール送信して事前確認をお願いし、会議の場では意見書の提出があったことを報告するだけの取り扱いとしています。

寺嶋均（委員長）

意見書は全委員へ事前にメール送信しているので、意見書の内容を受け止めてから会議に出席しているという前提で良いかどうか。

藤森義韶（委員）

意見書には、非常に重要な問題が幾つも含まれています。

単にそれを見た記憶したから云々ということではなく、意見書の提出者から簡単に趣旨説明してもらったほうが良いと思います。

渡邊忠明（副委員長）

やたらとルール変更するのではなく、従来通りの扱いにすべきだと思います。

亀倉良一（委員）

検討の進め方に関してですが、前回会議ではNo.6 地域景観への影響を再審議することで決しました。

意見書との関連で言えば、No.6 地域景観への影響に関して多くの意見書が提出されています。

No.6 地域景観への影響は、関係する意見書と委員意見を合わせて再検討し、決めていくことが必要だと思います。

また、No.5 日常生活への影響は、前回会議で一応決したというような纏め方になっています。

しかし、私は関係する意見書を提出していますが、実際は誤った現状認識があることが分かったので、No.5 日常生活への影響も疑義を出し合い、精査及び再審議してほしいと思います。

寺嶋均（委員長）

いくつか意見がありました。それらは2次審査に係る事柄だと思います。

1次審査に関しては、事務局で纏めた案が良いと思いますが、意見はありますか。

岩井邦夫（委員）

No.4その他（iii）で、アクセス道路を掲げています。

岩戸地区と吉田地区以外の候補地の全ては、既にアクセス道路があるという判断をしていますが、現場を見た際、幅員7m以上のアクセス道路が実際にあるのか疑問を持ちました。

浅倉郁（事務局：主査）

確認資料1-9ページをご覧ください。

この資料のとおり、岩戸地区と吉田地区だけが、アクセス道路の整備が必要になると考えています。

岩井邦夫（委員）

他の候補地に幅員7m以上のアクセス道路が実際にあるとは思えません。

浅倉郁（事務局：主査）

岩戸地区と吉田地区以外の候補地は、幅員7m以上の道路に接していることを確認しています。

岩井邦夫（委員）

アクセス道路が実際にあるということですか。

浅倉郁（事務局：主査）

確認資料1-6ページも合わせてご覧ください。

滝地区は南側で幹線的な市道に接しており、武西地区は北側で南環状線に接しています。

岩井邦夫（委員）

候補地が幹線道路に接していることから、既にアクセス道路があるとみなしているのですか。

浅倉郁（事務局：主査）

はい。

寺嶋均（委員長）

アクセス道路の整備が必要ない状況という解釈ですね。

岩井邦夫（委員）

候補地のどこが出入口になるのか分からないので、幹線道路に接していれば良いという話ではないと思いますが。

寺嶋均（委員長）

全ての候補地を2次審査に進めることは既に前回会議で決していますが、先程、事務局から説明があったように武西地区①の応募取り下げ及び岩戸地区の未了調査が完了したことを踏まえた内容で再整理した会議資料2ページの1次審査結果（案）を承認することよろしいか。

（「異議なし」との発言あり）

寺嶋均（委員長）

全員から了承いただけたことを認めます。

次第4 候補地の2次審査（案）について

寺嶋均（委員）

次第の4番、「候補地の2次審査について」議題とします。

事務局から説明をお願いします。

浅倉郁（事務局：主査）

説明の前に、本日、黒須委員から意見書1通の追加提出がありましたので、只今配布します。

（追加提出のあった意見書を配布）

2次審査結果（案）の説明に戻ります。

会議資料3ページ、各項目に対する確認資料及び参考資料①が審議資料となります。

まず、前回会議で保留となったNo.5日常生活への影響に関し、住宅計画、学校及び病院計画について、改めて状況を確認しました。

参考資料①をご覧ください。

都市再生機構から回答のあった、候補地の300m以内における住宅計画等の状況です。

住宅は、照会番号1番、武西地区における武西学園台三丁目の計画、照会番号3番、滝地区における牧の原五丁目の計画、照会番号4番、同じく滝地区における滝野七丁目の計画について回答がありました。

次に病院は、照会番号2番、現在地における中央北一丁目の計画について回答がありました。

次に学校は、岩戸地区の時任学園の状況について、千葉県教育庁学校学事課への問い合わせ及び时任学園のホームページの閲覧により確認しました。

県学事課によると、私立の学校法人に関しては、生徒数など法人の利益に関わる事項を非開示にしているとのことでした。

また、生徒がいなくとも学校法人の認可を取り消すことはないとのことでした。

なお、时任学園は、ホームページで積極的に生徒を募集していますが、何度か現地へ赴いても、全く人の気配はありませんでした。

保留としていた点の説明は以上です。

続いて、No.6地域景観への影響ですが、前回会議で再採点することで決めています。

事前に採点の提出をお願いしているところですが、先程提出のあった採点もあり、現在集計を行っているところです。

なお、会議資料3ページに記載している平均点は、そうしたことから前回のままになっていますので、後程、この会議の中で集計結果を報告します。

寺嶋均（委員長）

保留としていた住宅計画及び病院計画は、都市再生機構からの回答があります。
各照会番号がどの候補地に該当するのか、改めて説明してください。

浅倉郁（事務局：主査）

照会番号1番、武西学園台三丁目の戸建住宅計画は、武西地区に該当します。
照会番号2番、中央北一丁目の病院計画は、現在地に該当します。
照会番号3番及び4番、牧の原五丁目及び滝野七丁目の戸建住宅計画は、滝地区に該当します。

寺嶋均（委員長）

それでは、意見や質問などがあればお願いします。

黒須良次（委員）

病院等と学校等について、現在地における評価の前提となる事実関係の確認をします。
まず病院等ですが、評価方法は候補地からの距離圏別に病院、診療所、特別養護老人ホームなどがあるかないかということですが、現在地の評価は現状でゼロ点になっています。
しかし、実際に周辺施設を調査したところ、私が提出した18ページの意見書に記載しているとおり、現在地の100m以内に歯科医院が1件、また、100m超から300m以内に診療所が1件及び歯科医が1件立地しています。
この病院等について調査した結果は、丸数字で列記しています。
これまでの調査では病院等が立地していないという結果ですが、以上により見直しの検討をお願いしたいと思います。
次に学校等ですが、比較評価項目・基準・配点の補足資料で、学校等の概念を学校、保育所、図書館といった教育、文化系の施設として掲げています。
現在地は、これまでの調査でそうした施設は立地していないという判断でゼロ点になっています。
しかし、線路を挟んだ真南に印西市立中央駅前地域交流館という大きな施設が、1号館、2号館として2館立地しています。
この施設は、子育てルーム、遊戯室、図書コーナー、レクリエーションホール、市民活動支援センター、ファミリーサポートセンターという機能を有しており、子育て、教育、文化系の施設と考えられることから、学校等の類型に該当すると思われます。
該当するという判断であれば、100m超から300m以内にこの施設が立地しているので、評価対象になると思います。
以上の取り扱いについてしっかり考えておく必要があると思います。

渡邊忠明（副委員長）

個別に審議したほうが良いと思います。

寺嶋均（委員長）

渡邊副委員長の意見のとおり、No.5の項目は複数あるので、個別に審議を進めたいと思います。
まず住宅について意見、質問などがあればお願いします。

亀倉良一（委員）

評価の前提ですが、今迄、事務局の説明では現状で評価するとのことでした。

しかし、現状では確かに武西地区の100m以内に住宅はありませんが、実際には開発が進み、都市再生機構からの回答のとおり、今後、住宅が建つことが明らかです。

また、先程、事務局から報告があったように、現在地の100m超から300mの範囲内で病院計画の準備が既に進んでいるとのことでした。

よって、現状だけで機械的に判断するのではなく、そうした確実性のある情報も含めて再判断する必要があると思います。

そうした観点で再評価すれば、例えば武西地区の住宅はマイナス10点になるなどの修正が加えられると思います。

河邊安男（副委員長）

都市再生機構からの回答ですが、照会番号1番、2番、4番の土地利用計画は、最後に「予定しています」と記載されているので、計画の確度が高いものなのかどうかを確認します。

確度に関する説明が難しいのであれば、予定として何年先を見込んでいるのかを明確にしてほしいと思います。

また、黒須委員から現在地の300m以内に歯科医院や診療所等が立地しているとの情報提供がありましたが、なぜ事務局はその情報を資料に加えなかったのか確認します。

浅倉郁（事務局：主査）

まず、都市再生機構の土地利用計画の確度ですが、都市再生機構の担当者との打合せにおいて、回答した内容以外のコメントはないとのことでした。

また、現在地の100m以内、アルカサルという商業施設内に歯科医院が立地していることは把握しています。

しかし、この歯科医院は入院患者を扱うような病院ではなく、通院の歯科医院です。

こうした通院の歯科医院まで評価対象にすると、飲食店等も評価対象になってしまうと考えます。

また、現施設が操業している中、利益を追求する民間企業として進出してきた病院であるという経緯からしても、評価対象にしないことで考えています。

黒須良次（委員）

現在地の100m以内の歯科医院のほかにも、100m超から300mの範囲に立地する駅前マンションのサンクタス千葉ニュータウン中央の1階に医療モール計画があり、既に診療所と歯科医院が進出し、現在も医療系の施設を募集しています。

医療系の施設を民間施設、公共施設と仕分けることは余り意味がないと思いますが、現に立地している医療系施設を評価対象とするか否かは事務局の判断ではなく、この会議で十分に審議すべきだと思います。

亀倉良一（委員）

No.5は、距離に応じた3段階評価なので、極端に言えば該当施設があるかないかだけの判断です。

現に医療系の施設が立地しているのだから、当然、評価対象に加えるべきです。

黒須良次（委員）

その辺の評価の考え方はもう少しきちんとすべきです。

例えば、岩戸地区では、前回会議から問題になっている現在生徒のいない学校を評価対象に加えてマイナス5点と評価しているのに対し、現在地300m以内の駅前に医療系の施設が3件も立地していることを軽視するような点について、捉え方の整理が必要です。

寺嶋均（委員長）

議事進行上、今、住宅を審議しているので、ひとまず住宅に関する意見や質問をお願いします。

岩井邦夫（委員）

住宅は、現時点で住宅があるかないかという判断でした。

ただ、周辺住民意見交換会で地元住民の方が、武西地区北側の都市再生機構用地は、近いうちに500～600軒位の住宅が建つと仰っていました。

将来計画をどう考えるかという部分で、例えば10年先ならば評価対象としない、2～3年先ならば評価対象とするなどの基準をきちんと定める必要があると思います。

将来計画ということだけだと、土地があればどこでも家が建つのではないかという考え方も成立してしまいます。

寺嶋均（委員長）

その基準を定めることは、大変難しいです。

岩井邦夫（委員）

大変だと思います。

現状だけを評価対象とする判断もあるとは思いますが。

寺嶋均（委員長）

全国的に少子高齢化が進み、先行き地方都市が消失してしまうような話もある中、住宅建設の予定をどう捉えるか。

黒須良次（委員）

武西地区と滝地区に近接する住宅用地は全て市街化区域内で、住宅を建てるべき用途として造成工事を行い、後は販売するだけという状態だと思います。

経営上早く投下資金を回収しなければならないことから、概ね10年以内のペースで土地処分、あるいは入居見込みがある土地だと思われます。

住宅を積極的に供給することが都市計画事業として行われ、今、分譲段階にあるので、当然、そこに住宅が建つという見方で評価すべきだと思います。

なお、各候補地周辺の市街化調整区域は原則的に、許可を受けた開発行為等がない限り、住宅計画を見込む必要はないと思います。

寺嶋均（委員長）

千葉ニュータウンは、東京へのベッドタウン的な形で発展してきた経緯もあると思いますが、埼玉県などは住宅建設が進んだものの現在は空き家が増加している状況、あるいは都心のマンションは売れ行きが良好だが、東京から離れるとなかなか厳しい状況であることなどを聞きます。

そうした状況下、千葉ニュータウンの市街化区域の住宅建設が進めば非常に結構なことだと思いますが、都市再生機構からの回答は照会番号2番を除き全て予定です。

予定の確度が高ければ、予定を見込んで採点することは1つの方法論だと思います。

また、他の纏め方としては、現状ベースで評価し、予定の部分は最終答申書に添え書きすることもあり得ます。

岩井邦夫（委員）

都市再生機構から予定とだけ回答されても、いつ募集を掛けるのか分からないことから、住宅を建設するまでの期間は永遠とも考えられます。

しかし、現に土地の購入者等を募集していれば絶対に確度は高いので、住宅とみなして良いと思います。

柴田圭子（委員）

都市再生機構はニュータウン計画が予定通りに進まない中、平成26年度中に撤退する予定です。

残された土地は引き続き分譲などをするという態度ですが、要は処分を非常に急いでいます。

よって、予定との回答であっても、本当は可及的速やかに処分したいはずなので、確度というよりも、必ず分譲、いつでも分譲中というような状況です。

つまり、引き合いがあってから分譲の公募をするという後先逆の状況になっているので、武西地区と滝地区は、明らかに目の前に戸建住宅が広がることが想定されることから、予定であっても評価に加えるべきと思います。

寺嶋均（委員長）

都市再生機構は、地価が相当高いときに土地を購入し、その後、造成工事や道路工事などの各種インフラ整備を進めましたが、現在は、地価が随分下がってきている状況の中、都市再生機構の財務的な面までは、なかなか掴み切れません。

藤森義韶（委員）

都市再生機構が土地を分譲した後、そこが本当に住宅になるのかは、はっきりとは分からない状況だと思います。

また、都市再生機構は、ここ数年土地分譲を進めていますが、現実にはなかなか売れていません。

黒須良次（委員）

それは少し違うと思います。

藤森義韶（委員）

違いますか。

黒須良次（委員）

ニュータウン開発区域の千数百haのうち、現在、事業施行者が所有する二、三百haは未分譲です。

しかし、それは駅から遠い土地、集合住宅に向いていない土地など、ある程度特殊で事業者が使いにくい土地の話で、現状では、例えばアクセス特急が停まらない印西牧の原駅から

1 km程離れた戸建用地は、民間ディベロッパーが購入し、宅地分譲が進んでいます。

また、東京電気大学と印西郵便局に挟まれた区域は、民間デベロッパーが購入し、現在、次々と分譲されています。

こうした状況から、照会番号1番の土地は数年以内に戸建住宅地として開発されると見込まれます。

なお、この回答資料によると、照会番号3番の土地は、既に譲受人が決定しています。

また、照会番号4番の土地は、駅から若干離れていますが、戸建住宅の整備を予定しているとのことでした。

現状は、人口縮小の時代、住宅需要減少の時代というような話もありますが、千葉ニュータウン地区においては、未分譲地が多いとはいえ、戸建住宅を中心に実需があり、建築も順調に推移している状況です。

そうした客観情勢を見ると、予定とはいえ、数年以内に住宅開発が行われる可能性を読み込んでおいたほうが良いと思います。

亀倉良一（委員）

同感です。

実際に千葉ニュータウンに住んでいると、物凄い勢いで住宅開発が進んでいることを実感します。

なお、質問ですが、前回会議で匿名者から照会番号1番の土地は「実現が確実な住宅計画なのだから配慮したうえで評価すべき」とする趣旨の意見書が提出されましたが、確度の高い情報に基づいているような内容でしたか。

浅倉郁（事務局：主査）

照会番号1番の土地は、前回会議で匿名者から提出のあった意見書を起点として、当該地の地区計画を定めている印西市及び土地所有者である都市再生機構に照会しました。

その回答が参考資料①となり、事務局ではこれ以上資料はない状況です。

河邊安男（副委員長）

色々意見が出ましたが、都市再生機構の回答を採用するか否かによって、住宅の採点が変わるので、まずは採用するか否かを定めることではいかがですか。

採用すると決すれば、事務局側で再度採点し、採用しないと決すればこのままです。

これ以上確度の高い低いという話をしても前へ進まないのでは、その点を議論してほしいと思います。

寺嶋均（委員長）

只今の意見に関してどうですか。

照会番号1番から4番の土地利用計画は、微妙な部分で確度に違いがあるかもしれないことが気になります。

黒須良次（委員）

河邊副委員長の意見に賛成です。

ただ、1点分らないことは、回答の最後に記載されている「譲受人の公募を予定しています」という部分です。

寺嶋均（委員長）

照会番号の何番のですか。

黒須良次（委員）

照会番号の1番、2番、4番です。

この場合の譲受人の公募とは、要するに住宅デベロッパーのような民間事業者に宅地を分譲し、民間事業者が戸建住宅を建てるということです。

譲受人の公募の予定時期が、2年後なのか、3年後なのか、あるいは5年後なのか、その辺を追加的に都市再生機構へ確認すれば、的確な判断が可能になると思います。

岩井邦夫（委員）

河邊副委員長の意見に賛成ですが、都市再生機構は利害関係者の1人なので、自分が開発している土地の近くに清掃工場を建設されたら困ると当然思います。

よって都市再生機構に譲受人の公募の予定時期を確認した際、具体的な予定がなくとも予定がないとは絶対に言いません。

現に宅地開発しているのであれば信用するしかありませんが、都市再生機構の回答の全てを鵜呑みにすることは、少し暴論だと思います。

柴田圭子（委員）

都市再生機構の回答の欄外に、「照会番号1、2、4につきましては、準備が整い次第、今年度から順次、譲受人の公募を行う予定です」と記載があります。

都市再生機構は撤退を急いでいるので、とにかく処分したいのが大前提です。

岩井邦夫（委員）

しかし予定です。

寺嶋均（委員長）

黒須委員から意見がありましたが、譲渡契約の時期がはっきりしません。

都市再生機構へ追加照会した際、詳しい情報をもらえる可能性はありますか。

浅倉郁（事務局：主査）

ありません。

寺嶋均（委員長）

ないのですか。

柴田圭子（委員）

それは、この場で意見を出し合って決めることだと思います。

要は、宅地開発される予定と分かっているところを評価に加えるか否かの話です。

寺嶋均（委員長）

色々な意見がありましたが、先程、河邊副委員長から提案のあったとおり、住宅計画について都市再生機構の回答を採用するか否かについて決を採ります。

都市再生機構の回答を考慮し、将来住宅地が形成されることを前提に評価することに賛成の委員は挙手してください。

(挙手)

寺嶋均（委員長）

都市再生機構の回答を考慮せず、現状で評価することに賛成の委員は挙手してください。

(挙手)

寺嶋均（委員長）

挙手の結果、住宅計画については、都市再生機構の回答を考慮し、将来住宅地が形成されることを前提に評価することに賛成多数で決しました。

岩井邦夫（委員）

減点はどうなりますか。

武西地区の減点がマイナス5点からマイナス10点に変更されるということですか。

浅倉郁（事務局：主査）

そうですが、後で纏めて報告します。

寺嶋均（委員長）

次に学校等ですが、先程、黒須委員から情報提供のあった市立中央駅前地域交流館を学校等を含める必要があるか否かについて、意見や質問があればお願いします。

土田寛（学識経験委員）

市立中央駅前地域交流館がどのような施設なのか、よく分かりません。

柴田圭子（委員）

公民館と同じです。

岩井邦夫（委員）

要は中央公民館のような施設で、保育所のように子供達の面倒をみるスペース、サークルの活動場、体育館などがあります。

2号館は、印西市の出張所、市民活動支援センター、会議室などがあり、地域の方々が利用しています。

黒須良次（委員）

1号館は公民館的な施設で、2号館は市民文化活動の拠点施設が含まれています。

土田寛（学識経験委員）

No.5の評価基準は他事例を参考に審議してきたと記憶していますが、表層的には既に決しています。

評価基準をそのまま読めば、学校等とは学校、保育所、図書館のいずれかとしているので、単に該当施設があるかないかという判断です。

また、これまでも申し上げてきましたが、中間処理施設は都市計画施設なので、この後、都市計画の決定手続の中で、当然、既存の都市計画法ないしは建築基準法等々の中で整合を図りながら立地が決められていくと思います。

申し上げたいことは、現在地は先程の住宅にも絡みますが、現状と先の計画で、実は都市計画に深く関わります。

市街化調整区域であろうと市街化区域であろうと、例えば新規施設について立地が決まっ

た段階で、半径300m以内には、住宅、学校等、病院等は立地してはいけないという地区計画、要するに都市計画の上乗せ基準が付随することを前提にする必要があります。

現在地における操業自体は、どの法令にも違反していないので、それを追加的に用地選定の中で議論してしまうと、そもそもの都市計画の話がかなり歪んでしまうことや、用地検討委員会は清掃工場が迷惑施設ではない前提で、ポジティブに新しい用地の選定を審議していることから、少し慎重な議論をしていただけると嬉しいところです。

No.5で掲げている学校等について、どこまでの施設が該当するかということでは、建築基準法の別表に用途地域別で建築出来るもの出来ないものが列挙されていますが、追加的な考えを持つのであれば、地区計画を定めて更なる規制をかけるようなことが前提になるかもしれないので、基本的な認識としてお含みください。

寺嶋均（委員長）

都市計画法の観点と現在地の位置付けに関する説明がありましたが、なかなか難しい内容です。

土田寛（学識経験委員）

端的に説明すると、現施設がある前提で様々な施設の立地及び土地利用がされてきた現在地と、新たに清掃工場が立地する中で周辺に影響を与えるその他の候補地は、若干切り分けて考えたほうが良いと考えます。

亀倉良一（委員）

少し分かり難い点がありますが、評価基準で学校や保育所を掲げているから清掃工場を造ってはいけないということではないと思います。

どこであっても清掃工場を造って良いことを前提として、5箇所の候補地を比較評価する話です。

そういう意味では、土田学識経験委員が仰った、評価基準で掲げる学校等の近くに清掃工場を立地してはいけないという結論に繋がる話ではないと思います。

今迄、単純に、例えば保育所があるかないかという審議を進めてきましたが、保育所が地域交流館の中にあるという新たな事実が明らかになったことから、それを踏まえて評価し直すかどうかを決めれば良いのであり、余り深く入ってしまうとおかしくなります。

土田寛（学識経験委員）

ですから、深く関係しているということだけは認識する必要があり、議論のトレンドとしては、その点を適当には切り分けられないのではないかとことです。

ところで、市立中央駅前地域交流館にある託児施設は保育所なのですか。

岩井邦夫（委員）

保育所ではないと思います。

土田寛（学識経験委員）

保育所ではないですよ。

そういうところはセンシティブに扱う必要があります。

亀倉良一（委員）

いつも保護者が子供達を連れて来て遊ばせています。

黒須良次（委員）

保育所ではありませんが総合的な機能を持ち、子育てルーム、遊戯室、子供達を中心とした図書コーナーなどが整備され、要するに子供達が親御さんと一緒に楽しめるような施設なので、保育所と似たような機能を持っています。

合わせて、学習コーナーやレクリエーションホールは物凄く利用頻度が高く、多分、印西市内で1番多様な世帯が利用する施設だと思います。

土田寛（学識経験委員）

分かりました。

今後の議論の結果はどちらでも良いと思いますが、逆に新しく決まったところの地域貢献策として、多数の子供達や親御さんが集まるこの種の施設は整備することが出来ないことを決める可能性があることを含んで議論したほうが良いと思います。

亀倉良一（委員）

整備出来ないという話ではなく、土地の評価の話です。

岩井邦夫（委員）

それであれば、たくさんの子供達を含め年間15万人が利用する温水センターを減点評価の施設に加えた場合、おかしなことになります。

亀倉良一（委員）

整備出来ないということではないと思います。

土田寛（学識経験委員）

そういうことにも抵触しかねないことを含んでほしいということです。

柴田圭子（委員）

No.5の評価基準は、住宅、学校等、病院等と大きく3分類しましたが、比較評価項目・基準・配点の補足資料で、現地調査の結果、検討委員会が同等と認めた施設がある場合は、その分類に準じて評価すると付記しています。

今回、同等と考えられる施設を見落としていたので、今後、どのように評価が変わるのかを考えれば良いと思います。

寺嶋均（委員長）

色々な意見がありましたが、市立中央駅前地域交流館を学校等に類する施設であるという形で評価するか否かを決したいと思います。

藤森義韶（委員）

柴田委員が仰ったように、これ迄の審議で、類する施設は評価すると決めています。

市立中央駅前地域交流館は当然同じ扱いにすべきであり、マイナス5点で決定だと思います。

寺嶋均（委員長）

その判断を会議で決めます。

現在地の周辺施設である市立中央駅前地域交流館を学校等と同等の施設として評価することに賛成の委員は挙手してください。

(6名が挙手)

寺嶋均 (委員長)

市立中央駅前地域交流館は学校等と同等の施設ではないと判断する委員は挙手してください。

(7名が挙手)

寺嶋均 (委員長)

多数決では市立中央駅前地域交流館は評価対象外となります。

山本博久 (委員)

評価対象外とすることに挙手しましたが、評価対象に該当させられないという考え方です。

昨日、戸神地区との意見交換会に出席しましたが、次期施設は地域の皆様に本当に良い施設だと言われるような施設を造る考え方を持っており、例えば防災拠点など、地域に役立つ機能を持つ施設にすると説明しています。

そうした施設との関わり方に問題があるという観点でマイナス評価すると、現在の温水センターの話もありましたが、皆が安心して集まれる防災拠点などにならないような気がします。

よって、市立中央駅前地域交流館をマイナス評価で扱うわけにいかないと感じました。

玉野辰弘 (委員)

市立中央駅前地域交流館の件ではありませんが、当該交流館近くの外食店の隣に3階建てビルが建設され、1階に診療所、2階に保育所のような施設、3階に学習塾があります。

そのビルについて事務局で把握していることがあれば、説明してください。

黒須良次 (委員)

確認ですが、千葉ニュータウン中央駅前の3階建てのビルですか。

玉野辰弘 (委員)

そうです。

寺嶋均 (委員長)

先程の多数決の結果、7対6で市立中央駅前地域交流館は学校等と同等の施設ではないと決しました。

黒須良次 (委員)

多数決の7対6という結果ですが、私は今日初めて市立中央駅前地域交流館を紹介しました。

この施設は相当大的な施設で、この地域の住民の交流拠点になっています。

マイナス評価すると施設の整備方針と異なってしまうという意見もありましたが、そういう点にも疑問があるので、印西市に市立中央駅前地域交流館の施設概要及び利用人数等を確認し、きちんこの施設を捉えたうえで、判断したほうが良いと思います。

山口進（委員）

そもそも、現在地で印西クリーンセンターが操業している中、それを承知の上で、周辺に住宅、病院、保育所など色々なものが出来ましたが、問題があるのであれば印西市が色々な角度から検討したうえで、「この地区は清掃工場があるので、こういうものは良くない、こういうものは遠慮してください」という行政指導のようなものがあってしかるべきだったと思います。

そうした行政指導のようなものがなく、次々と何でも出来ていること自体がおかしいと思います。

何もないところに印西クリーンセンターが建設され、煙が来るのを分かっているのに後からビルを建てて、後になってもめている現状は、行政指導が良くないからだと思います。

きちんと考えてもらわないと困ります。

渡邊忠明（副委員長）

用地検討委員会の会議は、既に決したことが蒸し返されることが多いので、いささか疑問に感じています。

決したことは粛々と受けとめて進めてほしいと思います。

柴田圭子（委員）

それは違うと思います。

亀倉良一（委員）

学校等に関する岩戸地区の時任学園の問題について、審議を進めてほしいと思います。

学校の実態がないのにマイナス5点と評価することは、間違いだと思うので、ゼロ点が妥当だと思います。

（「異議なし」との発言あり）

藤森義韶（委員）

また、先程、玉野委員から指摘のあった駅前の3階建てビルについて、事務局で把握していることがあれば、説明してください。

現実に保育園等があるということらしいですが。

浅倉郁（事務局：主査）

駅前に3階建てビルが建設されたことは承知していますが、詳細は未確認です。

寺嶋均（委員長）

亀倉委員から意見のあった岩戸地区の時任学園について、意見や質問があればお願いします。

岩井邦夫（委員）

先程、現在の时任学園は生徒がいないものの、学校法人としての取り下げはしていないという事務局説明がありました。

しかも今、生徒を募集しているので、学校を再建する可能性もあります。

ついては、生徒がいないことで学校ではないと我々が勝手に判断することは暴論過ぎる気

がするので、時任学園を評価対象としないことに反対です。

学校という名前がある限り、学校法人が学校を続けたいという意志がある限り、それは学校だと思います。

寺嶋均（委員長）

ただし、現状では学校としての実態はないということです。

岩井邦夫（委員）

生徒を募集しているので、その判断は出来ないと思います。

寺嶋均（委員長）

その辺をはっきりさせる必要があります。

土田寛（学識経験委員）

時任学園は全寮制の特殊な教育機関という認識が出来ると思います。

現時点では、たまたま学校としての実態がないのだと思いますが、やはり許認可ベースで判断すべきだと思います。

学校の認可があり、テナントではなく学校法人として所有する用地で固定的に展開している事実だけを踏まえるほうが妥当だと思います。

岩井邦夫（委員）

一生懸命に学校を再建しようとしている学校関係者がこの話を聞いたら、落ち込むと思います。

我々は学校と認められていないのだと。

亀倉良一（委員）

それは何かに基づいての意見ですか。

学校を再開しようと努力している事実があるのですか。

岩井邦夫（委員）

生徒を募集しているのだから、学校を再開しようと努力しているのではないですか。

山口進（委員）

私は岩戸地区の地元ですが、時任学園は長い間生徒がいません。

園長が1人いるだけです。

学校としての存続に確実なことは言えませんが、マイナス5点とするに値しないと思います。

寺嶋均（委員長）

現時点で生徒がいないという実態ベースで評価するか、現時点で生徒はいないにしても、法的に学校法人という認可を受けているということ尊重し、学校が存在するという形で評価するか、決を採ります。

現時点で生徒がいないという実態ベースで評価することに賛成の委員は挙手してください。

(7名が挙手)

寺嶋均（委員長）

学校が存在するという形で評価することに賛成の委員は挙手してください。

（5名が挙手）

寺嶋均（委員長）

岩戸地区の時任学園は、現時点で生徒がいないという実態ベースで評価することで決めます。

藤森義韶（委員）

先程、玉野委員から情報提供のあった千葉ニュータウン中央駅前の3階建てのビル内に保育園があることは、事実を事務局で把握していないので、実態把握したうえで審議すべきだと思います。

玉野辰弘（委員）

保育園があるかは分かりません。

園児のような募集が掲示され、実際に小さな子供達が遊んでいるので、事務局に確認しました。

渡邊忠明（副委員長）

事実を確認してほしいということですね。

玉野辰弘（委員）

そうです。

託児所、保育園、保育所、また、私立、公立などが分かりません。

寺嶋均（委員長）

千葉ニュータウン中央駅前の3階建てのビルに入っている施設は、事務局で調査し、次回会議での報告の後、審議することにします。

次に、病院等について、先程、黒須委員から現在地周辺における情報提供がありましたが、その件で意見や質問があればお願いします。

岩井邦夫（委員）

先程、アルカサルの中に歯科医院があることに対して、歯科医院は病院ではないというような見解を事務局は説明していましたが、それであれば病院の定義をはっきりさせる必要があります。

また、この歯科医院は入院施設がないと説明していましたが、入院施設がない診療所もあるので、少しおかしいと思います。

歯科医院も病院だと思うので、評価を見直すべきだと思います。

山口進（委員）

評価対象は病院等なので、歯科医院は病院と同等の施設と認めることで良いと思います。

評価対象が病院であるならば問題だと思いますが、病院等としています。

山本博久（委員）

アルカサルの歯科医院は、テナントとして入っていることから、経営上思わしくなけれ

ば、いつでも撤退することが可能なので、どう扱うかという判断は非常に難しいと思います。
一般的にテナントの歯科医院は、入所・撤退は盛んに行われています。

岩井邦夫（委員）

やはり、現時点であるか否かで判断するしかないと思います。
将来は誰にも分かりません。

山本博久（委員）

もちろんそうです。

土田寛（学識経験委員）

立地がテナントかどうかという論点は、1つあると思います。

先程、都市計画施設と申し上げたのはそういうことであり、要は医療モールやクリニックモールは、最近、デベロッパーが困ったあげくに計画するパターン多いのですが、ご存じのように医療機関も経営が昔のように盤石ではないので、投資を抑える意味でテナントのケースがあります。

しかし、テナントは厳密な意味では土地利用ではないので、そういう意味では少し熟考が必要だと思います。

また、先程の保育所や病院などは全て関連法があるので、通常、基準法を地区計画で読む場合も各関連法規に従い、規模分類などで裏付けしたうえで定義付ける必要があります。

そうした定義をしないと感覚でしかありません。

この件はマニアックな話になるので、あえて避けていましたが、どのようにディメンションを切れば良いのか見え難いのであれば、1度そのように整理したほうが賢明だと思います。

なお、保育所は正確には建物の3階では認可がおりませんし、また、500㎡以上の園庭がなければ認可がおりません。

鬼沢良子（学識経験委員）

近年、駅前や個人の自宅で、お勤めしている方のお子さんを預かる無認可の施設が増えてきました。

そうした無認可施設を全て確認することは難しいと思いますが、先程、玉野委員から紹介のあった施設は、多分、無認可の一時預かり施設である可能性が非常に高いと思います。

どこまでを保育所として評価するのか曖昧なので、もう少しはっきりさせたほうが良いと思います。

寺嶋均（委員長）

次回会議までに事務局でこれまでの意見を踏まえて出来るだけ調査し、調査報告の後、本件を再審議したいと思います。

なお、診療所は病院として扱うことが大方の意見のようですが、現在地に関しては300m以内で医療法人生和会が病院の開業を予定しているという話も聞いています。

土田寛（学識経験委員）

都市再生機構の照会番号の2番です。

寺嶋均（委員長）

これも予定ですが、病院等の評価に加えるか否かをはっきりさせる必要があると思います。

土田寛（学識経験委員）

譲受人の公募を予定しているという段階なのに、譲受人の医療法人が特定されていること自体がおかしいと思います。

寺嶋均（委員長）

そのような理解の仕方となりますか。

土田寛（学識経験委員）

譲受人の公募を実施していないのに、入札予定者の名前が独り歩きしているのはおかしいです。

亀倉良一（委員）

私が聞いた情報だと山口県の医療法人が計画しているようで、当該医療法人の関係者が6月2日に印西市を訪れ、「開院は確実で、現在、都市再生機構と土地譲り受けの折衝をしている」と話したとのことでした。

よって、かなり確実性があると思います。

土田寛（学識経験委員）

譲受人の公募が前提であるにも関わらず、1者との事前協議で確度が高いと判断するのですか。

黒須良次（委員）

様々なかたちで事前協議は結構行われていると思います。

柴田圭子（委員）

都市再生機構は土地売買の際、関係法令に基づき公募することになっています。

要は、ある事業者との土地売買が確定的になっていても、手続きとしては必ず公募する形にしています。

土田寛（学識経験委員）

それは法令違反になりませんか。

柴田圭子（委員）

しかし、都市再生機構はそのように土地を処分しているのが現状です。

医療法人との話が進んでいるのであれば、都市再生機構のこれまでの土地処分の手法からすると、近いうちに譲受人の公募があると思います。

寺嶋均（委員長）

何か関連情報がありますか。

黒須良次（委員）

千葉県ホームページによると、私の意見書、18ページの1（1）④のとおり、医療法人人生和会が、(仮称)千葉ニュータウンリハビリテーション病院を計画し、平成24年3月、千葉県による一般・療養病床配分として120床が配分されたというリストが掲載されています。

よって、千葉県は医療法人人生和会に対して平成24年3月の時点で120床の配分を決めているようです。

寺嶋均（委員長）

黒須委員の意見書で医療法人生和会の紹介がありましたが、現在地は、それ以外にも100m超から300m以内にクリニック、100m以内に歯科医院があるので、医療法人生和会の病院計画を評価に加えても加えなくても評点に変わりはないと思います。

亀倉良一（委員）

つまり距離との関係で5点になるか、10点になるかということですね。

黒須良次（委員）

委員長が仰ったのは、現に診療所があるのだから、病院等に該当するとして評価すべきではないかということだと理解しました。

寺嶋均（委員長）

そのような意味合いです。

渡邊忠明（副委員長）

現に診療所はあるわけです。

亀倉良一（委員）

診療所は100m超から300m以内にあります。

土田寛（学識経験委員）

診療所があるのですか。

黒須良次（委員）

私の意見書18ページの1（1）②に記載しているラーバン駅前クリニックです。

土田寛（学識経験委員）

病院は医療法第1条の5第1項で規定されていますが、クリニックが医療法第1条の5第2項で規定する診療所であるかどうかということ为先程確認してほしいと申し上げました。その点を明確化しておく必要があります。

黒須良次（委員）

類似する施設をどこまで捉えるか、法的な位置付けではどのような施設なのかという観点における意見がたくさんありましたが、柴田委員の意見のとおり現状の運営状況を見て、類似する施設であるか否かを議論する必要があると思います。

これまでの会議でも実態に即して考慮することで決しており、評価基準で例示されている施設は限定列举ではありません。

杓子定規に類似施設を切り捨てること及び都市計画施設ではないことから切り捨てることは、市民生活者としての立場が見落とされるような形となり、余り実態に即した評価にならないのではという懸念があります。

土田寛（学識経験委員）

現在地周辺に居住する方々の懸念は理解していますが、都市計画施設だと申し上げているのは、移転先の周辺に居住する方々に対しても同じことが言えるということです。

先程、山口委員から指摘があったように、行政側が清掃工場の周辺に対して何らかの土地利用規制をかけることが担保されてこそその話ですが、現実問題として現在地でも移転先でも

当該規制がかけられないとすると、また近所に住宅が出来た、診療所が出来た、何が出来た、市民目線だという、同じことが何十年か後に繰り返されます。

一応、都市計画は百年の計で考えることになっているので、現在地だけの利害ではなく、移転先の利害としても同じことが起き得ることを含んで議論する必要があります。

市民目線でありつつも一定のコンプライアンスに対しては、十分な説明性を持ったうえで議論でなければ、市民代表として、用地検討委員会としての役目や役務が果たせないことも一定程度の理解をしてほしいということです。

寺嶋均（委員長）

病院、診療所、クリニックなどの定義をどうするか。

土田寛（学識経験委員）

それを事務局に整理してほしいということです。

医療機関や保育所などは、関係法令で定義されているので、その辺を整理し理解したうえで議論したほうが良いと思います。

（暫時休憩）

寺嶋均（委員長）

ここで10分間の休憩とします。

3時5分に再開します。

（再開）

寺嶋均（委員長）

用地検討委員会を再開します。

先程、医療法に基づく医療機関の定義があるという意見がありましたが、病院、診療所、クリニック、歯科医院など、医療行為をする施設は一括して病院等のカテゴリーに含める形で良いかどうか決を採りたいと思います。

亀倉良一（委員）

先程、柴田委員から意見がありましたが、中間答申書の21ページに評価の考え方が記載されています。

病院等とは、病院、診療所、特別養護老人ホームという固有名詞が記載されていますが、最後に、「現地調査の結果、検討委員会が同等と認めた施設がある場合は、上記の分類に準じて評価します」と付記しています。

そうした非常に評価にウエイトを置いた判断基準が記載されているので、医療行為をする施設を病院等と判断することは当然だと思います。

寺嶋均（委員長）

それでは決を採ります。

医療機関と称するもの全てが病院等に含まれるという解釈でよろしいか。

(「異議なし」との発言あり)

寺嶋均 (委員長)

異議なしと認めます。

次に現在地周辺における医療法人生和会の病院計画について、改めて意見や質問があればお願いします。

黒須良次 (委員)

先程、千葉県から病床の配分を受けているという報告をしましたが、合わせて、印西市議会で議員からこの病院計画に対する質問がありました。

執行部の回答は、「市から医療法人に問い合わせた際の回答では、平成28年4月開業に向けて取り組んでおり、用地は本年度中に取得する予定である」とのことでした。

浅倉郁 (事務局：主査)

先程、医療機関と称するもの全てを病院等に含めると決したので、現在地の病院等は100m以内に開業しているアルカサールの歯科医院をもってマイナス10点となります。

よって、病院計画を評価の対象に加えても加えなくても評点はマイナス10点となります。

寺嶋均 (委員長)

評点に変わりはないとしても、用地検討委員会として用地病院計画を評価する必要があると思います。

岩井邦夫 (委員)

評価基準が統一されていないとおかしいので、住宅と同様に将来計画も含めて評価すべきだと思います。

寺嶋均 (委員長)

医療法人生和会の病院計画を評価に含めることでよろしいか。

(「異議なし」との発言あり)

寺嶋均 (委員長)

異議なしと認めます。

以上により、現在地の病院等の採点はマイナス10点に変更となります。

なお、現在地以外の候補地周辺にも、歯科医院やクリニックなどの医療機関が立地している可能性があるため、評価の公平性を考え、事務局で追加調査をお願いします。

調査の結果、新たな医療機関を確認した場合は、次回会議で報告してください。

続いて、No.6 地域景観への影響を審議します。

渡邊忠明 (副委員長)

No.6 地域景観への影響、No.7 里地里山の保全、No.8 生物多様性の保全は、この会議外の時間も含めて非常に長時間に亘る議論によりルール作りがされ、特にNo.6 地域景観への影響は、委員の採点を平均すると決しました。

しかし、前回会議で平均点が示された後に色々な意見が出され、この度再採点する運びとなりました。

蒸し返しにより議論が振り出しに戻ってしまうことはいかななものかと思えますし、声の大きい意見に左右されてしまう項目なので、粛々と進めてほしいと思います。

また、No.7 里地里山の保全是、既に決しているのに意見書が提出されています。

これは全く心外な話であり、また、その意見書が根拠に基づいた正しいものであれば何ら異論はありませんが、植生自然度というのは、自然環境保全基礎調査において、日本の植生状況を面積的に明らかにするために作った便宜的な区分であり、評価の基準ではないことを環境省は国会や自然保護団体に対して答弁しています。

一時期、環境影響評価で自然植生度を用いて評価していたものがありましたが、自然保護団体等から非常に大きなクレームがあり、只今申したとおり自然植生度はあくまでも植生の分類のためのものに過ぎず、評価基準ではないと環境省は繰り返し発信してきました。

よって、自然植生度に基づいた評価基準は全く意味がありません。

黒須良次（委員）

議論が先に行き過ぎていませんか。

元に戻してほしいと思います。

柴田圭子（委員）

そこまで審議は進んでいないと思います。

寺嶋均（委員長）

整理したいと思います。

No.7は推定のような形での意見かもしれませんが、今、No.6 地域景観への影響を審議しています。

渡邊忠明（副委員長）

申し上げたいのは、1度決まったことを蒸し返すのは是非止めてほしいということです。

寺嶋均（委員長）

No.6 地域景観への影響は、前回会議の後、各委員で再採点し事務局へ提出済ですが、各委員は事務局から事前提出のあった意見書を考慮したうえで再採点したという受けとめ方で良いですか。

藤森義韶（委員）

異議ありません。

亀倉良一（委員）

意見書の提出は最近なので、少しどうかなと思います。

時間的に、必ずしも十分検討したうえでの再採点ではない可能性があり得ます。

寺嶋均（委員長）

再採点の提出期限は6月18日ですか。

また、全員提出済みですか。

浅倉郁（事務局：主査）

はい。

渡邊忠明（副委員長）

意見書を読んだ云々ではなく、各委員が現地を確認し、前回会議の議論を踏まえて再採点すると決めているので、意見書を改めて議論する必要はないのではということです。

柴田圭子（委員）

それは違うと思います。

意見書は随時提出することが出来るものであり、それを加味して審議することは当然のことです。

意見書を全く無視して自分の考えだけで審議するのであれば、協議する必要性自体がなくなってしまいます。

委員から意見書が提出された場合、概要をきちんと説明してもらう必要があります。

私も前回会議で審議したNo.6 地域景観への影響の採点のコメント欄に意見を記載しましたが、全く反映されていません。

事務局に対し、どうなっているのか確認したところ、会議の場で口頭により意見が出されなければ採り上げませんとのことでした。

意見書のそうした扱いが非常に不本意なので、やはり意見書が提出されている以上は、どのように取り扱って加味するのか審議すべきだと思います。

寺嶋均（委員長）

意見書は提出のあった都度、事務局が全委員へ事前にメール提出しているので、全委員は既に一読している前提で会議を進めて良いのではないかと受け止めていました。

柴田圭子（委員）

No.6 地域景観への影響の採点のコメント欄に記載した意見は、「こういう点が疑問なので協議してもらいたい」という書き方です。

前回会議で、資料としては一応会議に提出されていましたが、審議としては全く無視されましたので、今日はきちんと会議で発言しなければと思いながら出席しました。

先程から私が発言したい意見が出ていますが、意見書の取り扱いはメールで事前提出されたきりなので、やはり意見書の概要説明がないと、どのように受けとめて咀嚼したら良いか分かりません。

やはり、意見書の取り扱いはきちんとすべきだと思います。

亀倉良一（委員）

先程の渡邊副委員長の意見は、既に前回、全委員が個々の論拠に基づいて採点したのだから、それは尊重されるべきで固まっているものであるという趣旨だと思いますが、私は特に津島氏の意見書について、これまで余りが付かなかった問題提起が非常に的確な形で纏められていると再認識しました。

よって、私は是非皆さんにもそのような考え方を踏まえたうえで再採点してほしいという意見書を提出しました。

その発端は、前回会議で議論のあった煙突の問題です。

その点を深められないまま過ぎてしまいましたが、新しく問題提起された津島氏の意見を

皆さんが十分に盛り込んだうえで再採点したのであれば、止むを得ないと思いますが、やはり議論の余地はあると思うので、是非そうした問題提起を踏まえて意見交換してほしいと思います。

なお、その問題提起は間違いだという意見も含めて議論を交わしたいと思います。

藤森義韶（委員）

今迄、幾つも意見書が提出されましたが、いつも提出されっ放しという形で来ていると思います。

非常に疑問に思っていたことは、意見書の内容に審議の問題点が含まれているのに、なぜ十分に論議しないのかという点です。

やはりこれは1つ問題だと思います。

今回、私は最後に再採点表を事務局に提出したので、津島氏と黒須委員の意見書を読んだうえでの再採点ですが、早い段階で再採点表を事務局に提出した委員は、全ての意見書を確認する前に再採点しているかもしれません。

黒須良次（委員）

景観については、今回の意見書の中の①番、渡邊副委員長、②番、津島氏、④番、亀倉委員、⑥番、私、黒須から意見書が提出されています。

それぞれ、どのような着眼点で、どのように評価したか、あるいはどのような景観的問題が重要なのかということが指摘されています。

私も、先程、亀倉委員から意見があったように、②番、津島氏の煙突の観点は、全く情報として想定していなかった部分です。

今迄、景観評価に当たり、事務局は市街地及び在来地区において想定される煙突の高さに60m～130mという大きな幅があることについて、きちんとした見解及び基礎的情報を示していません。

そうした状況で主観的に景観を評価するのはどうかと思います。

少なくとも本日、景観に関する貴重な情報が記載されている意見書が4件提出されているので、指摘されている事実関係、評価に当たり重視すべき点、視点場の数、通行者の数などをきちんと踏まえたうえで、再採点したほうが良いと思います。

なお、時間的な制約がある中、事務局からメールで事前提出のあった意見書の全てをきちんと読み通すことが難しかった委員は相当いると思いますし、この会議の席で全てをきちんと読み通すことも難しいので、後日、意見書を踏まえたうえで、再々採点すべきだと思います。

また、景観評価を適切に行うために必要となる追加的な基礎的情報があれば、事務局から説明してください。

岩井邦夫（委員）

今日の会議で景観に関する採点の議論はしないということですか。

黒須良次（委員）

私の提案はそうです。

渡邊忠明（副委員長）

それは賛成です。

ただ、黒須委員から提出のあった景観に関する意見書は、環境省の自然との触れ合い分野の環境影響評価技術の中間報告に基づいて提案しています。

黒須良次（委員）

個別の意見書に対する意見や質問は、意見書の提出者の説明を聞いてからのほうが良いと思います。

山本博久（委員）

黒須委員の意見に賛成です。

また、意見書はあくまで意見書であり、後は各委員がどのように理解するかだけなので、議論の必要はないと思います。

渡邊忠明（副委員長）

客観的な事実を伝えるだけです。

山本博久（委員）

それは黒須委員の意見ですから。

そうした議論が良いとなると、委員外の意見書も議論の対象となってしまう、その際、この場で発言出来ない方にとっては非常に困ることになります。

渡邊忠明（副委員長）

客観的事実を伝えないまま、採点することは非常に具合が悪いです。

山本博久（委員）

それは、各委員の判断だと思います。

渡邊忠明（副委員長）

事実を伝えたいだけです。

亀倉良一（委員）

それは意見の交換ですから。

渡邊忠明（副委員長）

意見ではなく、事実を伝えたいだけです。

黒須良次（委員）

意見書の趣旨などの内容確認を求められた後の話であれば分かりますが、そうした確認をしてからでないとならば一方的な批判になると思います。

渡邊忠明（副委員長）

明らかに根拠となる技術手法の使い方が不適切であれば、指摘せざるを得ないと思います。

寺嶋均（委員長）

意見書への質問ということですか。

黒須良次（委員）

質問であれば良いと思いますが、意見書に対して一方的に、ここは間違っています、事実はこちらですというのは、少しおかしいと思います。

亀倉良一（委員）

意見交換すれば良いと思います。

渡邊忠明（副委員長）

しかし、環境省のレポートを適正に用いていない部分は、やはり全委員が承知のうえで判断しないと適正な採点にならないと思います。

亀倉良一（委員）

どの部分ですか。

渡邊忠明（副委員長）

意見書の14ページです。

資料1として環境省の手法を用いており、圧迫感はマグニチュード推定法の部分で説明がありますが、土木構造物による圧迫感は、「見えの面積」と「仰角」の規定力が特に大きいという結果が得られているということが事実であり、「仰角」だけで意見を纏めるのは評価に不足が生じるということです。

また、本日、追加提出のあった黒須委員の意見書ですが、同じ環境省の手法で、その直前に記述されている対比較法において、ミズナラ林、スギ林など色々な林を並べて評価している項目がありますが、要するにミズナラ林は印西地区におけるコナラを主体とした里山の林の景観と一致します。

ミズナラ林はスギ林よりも好ましいとする確率が75%、要するに上に評価していますが、この項目を全く無視しています。

黒須良次（委員）

それは個別的な、かなり細目のご指摘で、私の提案内容と全く違うと思います。

渡邊忠明（副委員長）

現在地以外の候補地では、ここの評価が凄く大事になります。

黒須良次（委員）

逆に、景観に関する渡邊副委員長の意見書の見解をきちんと述べられたらどうですか。

重要な視点場がかなり抜けているなど、内容が分かり難いです。

渡邊忠明（副委員長）

ですから、意見書の3ページに記載しているとおり、短い時間での調査なので荒っぽい面があるとお断りしています。

黒須良次（委員）

ですから、適切ではないと仰るのであれば、なぜ、どのように環境省のデータを使ったのかなどを先に質問したほうが良いと思います。

最初から技術的にこの方法は間違えているというような発言は違うと思います。

渡邊忠明（副委員長）

説明に不足が生じているので、アンフェアではないかということです。

土田寛（学識経験委員）

以前も説明しましたが、景観は個人的な見解ないしは技術的な見解に止まらないことから、1期安倍政権のときに、美しい日本というテーマの中で景観法を制定し、各自治体が景観計画を作るのが一応の流れになっています。

今、意見交換があったように、景観は主観と客観が入り乱れ、杓子定規に出来ない部分がある中、基本的に印西市で景観計画を作るまでは基本的な下敷きはありません。

そうした状況で白黒はっきりさせたいのであれば、事務局が印西市の代わりに景観計画を作り、それを下敷きに議論をすることが考えられます。

委員の方々の個別の理解と見識は、もちろん敬意申し上げますが、これも先程の話と一緒に、行く行くは後発の印西市の景観計画に少なからず影響を与える話なので、逆に景観計画の流れに沿った地区別景観のガイドラインのようなものを事務局がたたき台として提示し、それに対して用地検討委員会が意見を申し上げ、纏まったものを定規にするということです。

個別事項の断片的な意見書では、景観全体の議論が出来ないということが、各意見書を拝見した際の感触で、また、前に進めるためにも、そのほうが良いのではないかと考え、提案します。

渡邊忠明（副委員長）

法制的には土田学識経験委員の仰るとおりだと思いますが、景観法というのは自然公園法と文化財保護法の良いとこ取りをして纏めたものであり、ゾーニングをしていくと必ず利害関係が生じ、本来ならばより上のランクになるべき地区が、貶められることが多々あります。

そうしたことから、環境影響評価は、景観法の地区指定がなかろうが、自然公園法の区域外であろうが、粛々と進められるわけです。

その際、行政計画とは無関係に進む現実があります。

私は景観地域での環境影響評価は知りませんが、自然公園法の場合、行政の力関係で本来なら上のランクであったはずのところの下ランクになることがあります。

しかし、国立公園内における大きな公共工事として、私の経験では本州四国連絡橋の真ん中の瀬戸大橋がありますが、国立公園のランクとして鷺羽山がそれほど上ではなかったものの、鷺羽山が景観の1番の要になったということもあります。

土田寛（学識経験委員）

そうだと思います。

ただ、環境影響評価はいずれにしても将来実施するので、この段階で環境影響評価を前倒しすることは、手続上気になります。

環境影響評価自体で本体の計画が大きく変わったことは私の関わった事業ではありません。

環境影響評価はかなり儀礼的なものかもしれませんが、本質的に、今、景観法が謳っている市民の手による景観形成というようなところとは、少し距離があるような気がするので、環境影響評価の手法自体は有効だと理解はしていますが、用地検討委員会の性格からすると、もう少し合議型のほうが良いという意味で、事務局でたたき台を纏めて、それに対して意見を盛り込む形で定規にするのはいかがかということです。

亀倉良一（委員）

市民目線で考えると、それほど難しい話ではないと思います。

土田学識経験委員が仰る、事務局が印西市の景観について1つのデザインを纏めることは想像することが出来ませんが、作業が難しいと思います。

私の考えは単純なことで、意見書の11ページのとおり、現在地の前回の平均点がマイナス2点ですが、全15人の平均点のばらつきを前回示された資料で逆算すると、ゼロ点とマイナス1点の委員が、合わせて9人になります。

この9人のうち、マイナス1点と採点した委員は1人か2人だと思います。

また、マイナス2点が2人、マイナス5点が4人という構成になっていると推測されます。

そうすると、その時点で少なくとも私は、現在地で130mを超える煙突が出来ること及び他の方法もありますが130mを超える煙突が航空法の規制によって赤と白に塗り分けなければならないことに対する認識はありませんでした。

その後、津島氏からの意見書で、その点が指摘されていることを知りましたが、よく振り返ってみると、以前、三千数百名の署名を添えた要望書でも触れていましたし、環境委員会の問答集でも触れています。

やはり、130mを超える煙突という重要な判断の要素が、用地検討委員会全体の共通認識になっていなかった中でのマイナス2点という結果だったと思います。

実際問題として、現施設の煙突高さ59mを超える高さのビルに周囲が囲まれて、現在地に130m以上の煙突を建てなければならない状況がこの地域にあるとき、それでも景観に影響しないと判断する委員が9人いることは、本当に考慮した結果なのかと大きな疑問を持ちます。

よって、前回会議の後に提出された意見書を踏まえて、もう1回検討してほしいと思います。

渡邊忠明（副委員長）

半分亀倉委員に同感ですが、短期間に環境影響評価など出来るわけないので、皆の市民目線による大雑把な採点の単純平均で十分だと思います。

土田寛（学識経験委員）

その単純平均は資料に記載のあるとおりですが、それに疑義があるということです。

渡邊忠明（副委員長）

煙突について言えば、大概、清掃工場整備事業の環境影響評価の委員に景観を専門にする方が入っていて、これまでの多くはシンボリックな施設という評価をしています。

私自身も明石海峡大橋の景観設計に携わった立場からいって、高いからどうというものではないと思います。

合わせて申し上げると、航空障害灯は住民の方々の要望があれば、上部以外に光が漏れないようにカバーを付けることが可能なので、航空障害灯の心配は必要ないのではないかという事実は伝えます。

岩井邦夫（委員）

亀倉委員から、現在地は130m以上の煙突が建つという話がありましたが、それは前回計画の際の話であり、現在、高さは決まっていないと理解しています。

多分100m位にはなるだろうという感覚は持っていますが、煙突を何mにするということは決まっています。

事務局に何回確認しても、詳細は施設整備基本計画で検討するという回答です。

亀倉良一（委員）

130mということはそうですが、現施設の周辺のビルよりも煙突は高くしなければいけないことは明らかだと思います。

岩井邦夫（委員）

そうだと思います。

亀倉良一（委員）

そうすると、100mは超えるということになります。

柴田圭子（委員）

No.6 地域景観への影響の再採点の集計は終わりましたか。

浅倉郁（事務局：主査）

会議の冒頭で集計途中という説明をしましたが、今、集計結果はあります。

藤森義韶（委員）

それを報告してください。

亀倉良一（委員）

報告しないほうが良いと思います。

岩井邦夫（委員）

報告してもらいたいです。

寺嶋均（委員長）

6月18日を期限とする再採点の集計結果があるということですね。

岩井邦夫（委員）

期限は6月18日でした。

土田寛（学識経験委員）

その集計を生かすのであれば、6月18日以降に提出のあった意見書は、記録だけに止めるように整理する必要があります。

鬼沢良子（学識経験委員）

集計結果を聞いて、またどうするかというのは駄目です。

土田寛（学識経験委員）

集計結果を聞いた後に、どうするかは無いです。

集計結果を聞くならば、6月18日以降に提出のあった意見書をどう取り扱うかも含めて決める必要があります。

6月18日までに提出のあった意見書で切るのであれば、それで決めてしまわなければ駄目です。

寺嶋均（委員長）

6月18日以後に提出のあった意見書は何番以降ですか。

亀倉良一（委員）

意見書の取り扱いは、きちんと議論してほしいと思います。

土田寛（学識経験委員）

そのために作業をしてはどうかという提案をしました。

今の材料だと議論するには少し足りないと思います。

鬼沢良子（学識経験委員）

議論するのであれば、集計を聞いてしまったらまずいです。

土田寛（学識経験委員）

根拠のない途中集計でしかないので、議論するなら聞くべきではありません。

鬼沢良子（学識経験委員）

集計結果によって意見が左右される可能性があるので、聞く必要はないです。

岩井邦夫（委員）

私は、全ての意見書を確認してから再採点しました。

柴田圭子（委員）

今日、提出された意見書も確認してから再採点したのですか。

岩井邦夫（委員）

意見書を確認する前に再採点して、意見書を確認した後に考えが変わる場合は話が別です。

寺嶋均（委員長）

最新の意見書を未読の委員は、この場で読んだうえで再採点するやり方も考えられます。

河邊安男（副委員長）

意見書は委員全員が既読だと思いますが、黒須委員と亀倉委員から意見があったように少し疑問点があるので、もう一度全ての意見書を読みかえしたうえで再々採点し、次回会議に結論を持ち越す形にしないと話が纏まらないと思います。

また、土田学識経験委員が仰った景観計画の件ですが、基本設計のない現段階で事務局が作成することは非常に難しいと思います。

土田寛（学識経験委員）

酷ですか。

河邊安男（副委員長）

難しいと思います。

また手戻りになり、色々な問題を起こしてしまうような気もするので、意見書と各委員が持つ情報等をベースに再々採点し、次回会議で決する方法が良いと思います。

山本博久（委員）

賛成です。

寺嶋均（委員長）

河邊副委員長の意見のとおり、最近提出された意見書もあることから、改めて意見書を確認し、再々採点のうえ事務局へ提出することで良いと思います。

提出の後は、集計だけの作業なので時間は要しません。

そうした進め方でどうですか。

（「異議なし」との発言あり）

鬼沢良子（学識経験委員）

再々採点を事務局に提出する期日を決めるべきだと思います。

今回のように採点の締切日以降に意見書が提出されると同じことになります。

寺嶋均（委員長）

事務局に確認しますが、スケジュールを睨んだ際、いつまでに再々採点を提出する必要がありますか。

浅倉郁（事務局：主査）

まず、意見書の取り扱いを整理したいと思います。

意見書は、委員の皆様からのものと、それ以外の住民の皆様からのものを随時受け付けしています。

委員の意見書は、必要に応じて会議の中で提出者が概要説明を行ったことがあります。

また、住民の意見書は、委員の判断で会議の中で披露することは可能としていました。

今回、再々採点の運びとなりましたが、事務局としては意見書が出揃っているという認識なので、今週中に再々採点の提出をお願いしたいと考えています。

寺嶋均（委員長）

いつまでに提出された意見書をベースにということを決めておかないと、また同じことの繰り返しになると思います。

それでは、再々採点については、今日迄の意見書などを踏まえて1週間以内の提出で問題ないですか。

事務局で日にちを決めてください。

浅倉郁（事務局：主査）

提出期限は、6月30日の月曜日をお願いします。

柴田圭子（委員）

6月16日提出の津島氏の意見書では、生活環境の保全の小項目に追加を提案する事項として、煙突の高さの影響、候補地の大気汚染状況、住宅の密集度などが提案されています。

私は意見書という形ではなく、再採点表の意見欄に「住宅の密集度というのを市街化調整区域と市街化区域と全く同じレベルで、100m以内に住宅があるかないかだけで判断して良いのでしょうか」ということを記載しました。

津島氏からも同様の意見が出ていますが、ここで小項目の追加を提案する場合、用地検討委員会として受けられるかどうか確認します。

寺嶋均（委員長）

住宅の項目に関しては休憩前に審議済みですが。

柴田圭子（委員）

この点が抜けていたので、余程手を挙げて発言しようかなと思ったのですが。

寺嶋均（委員長）

そこを含めて判断したと思いますが。

柴田圭子（委員）

私はこれまで意見を出していますので。

寺嶋均（委員長）

皆さんで判断し、会議で決を採ったと思いますが。

渡邊忠明（副委員長）

事務局に質問しますが、パブリックコメントの募集の際、比較評価項目・基準・配点や、その考え方を示しませんでしたか。

川砂智行（事務局：副主査）

比較評価項目・基準・配点などは、昨年度、皆様に大変長時間に亘る深い審議をしていただいた後、平成25年11月にパブリックコメントの募集を行い、12月25日に管理者へ中間答申しています。

よって、既に会議で決しているという理解を事務局ではしています。

なお、住民の方から提出のあった意見書の全てを会議で取り上げると委員意見の集約すらままならず、委員意見の議論をする時間が取れなくなる恐れがあることから、あくまで参考資料として取り扱うことで決しております。

ただ、住民の方から提出のあった意見書で、特に着目すべき点があれば、委員から紹介することは可能としています。

渡邊忠明（副委員長）

重大な見落としがあった場合は、十分広く審議すべきだと思いますが、基本的には長い時間を掛けて議論し決したことは、粛々と進めてほしいと思います。

これは皆さんに対する要望です。

寺嶋均（委員長）

No.6 地域景観への影響は、再々採点することとします。

本日までに提出された意見書を参考にして、6月30日迄に再々採点を事務局へ提出してください。

また、事務局は再々採点するための様式を全委員へ送ってください。

一先ず、本日の2次審査は終わりましたが、住宅、学校、病院などについて、次回会議までに事務局で再調査をお願いします。

黒須良次（委員）

景観の評価に当たり、前提として想定することが余りにも違ふとまずいと思うので、1点だけ確認します。

煙突の高さですが、周辺住民意見交換会に出席した際、事務局から先進施設として成田市の清掃工場を紹介していました。

地元の方々に施設のイメージを理解していただくために紹介していると思いますが、この施設の煙突高さは59mで、現施設の煙突高さも59mです。

そうすると、どの候補地でも煙突高さは59m位と想定しがちになりますが、果たしてそれで良いのかという部分があると思います。

先程の色々な意見や、津島氏の意見書で指摘があるように、周辺のビルの状況、特に超高層や高層ビルの状況により、ダウンドラフトや煙が横にたなびいたときでも少なくともビル

に煙が当たらないことが求められると思います。

現在地周辺には高さ100mのビルがあるので、当然、先程、亀倉委員が仰ったように、現在地で建替えるとしたら、前回計画と同様の煙突高さ130m、少なくとも100m以上の高さの煙突が想定されます。

煙突高さ59mと、その倍以上の高さの130mでは全く想定が異なります。

航空障害灯の設置、あるいは、それだけ大きな構造物を支えるには相当の煙突幅も必要になるので、景観的影響の範囲や想定が全く異なってしまいます。

よって、評価の前提として、少なくとも候補地毎の煙突高さを想定したほうが客観的な評価に繋がると思うので、是非事務局から想定高さを提示してほしいと思います。

寺嶋均（委員長）

事務局で候補地毎の煙突高さの想定は可能ですか。

浅倉郁（事務局：主査）

候補地毎の煙突高さを想定することは出来ません。

施設設備計画が決まっていない状況で、候補地の審議を進めていることをご理解いただきたいと思います。

岩井邦夫（委員）

黒須委員と同じ違和感を持ちました。

現在地の意見交換会で煙突高さ59mの先進地を紹介すると、とんでもないことになると思います。

成田の清掃工場は森に囲まれた59mの煙突で、周辺から良く見えない状況なので現在地の意見交換会で説明しても何の意味もないと思います。

現在地の意見交換会では、同じ高さの煙突を建てるかどうかは別として、やはり東京都などの駅前にある百何十mの煙突をモデルとして示すことが適切だと思います。

成田の清掃工場を紹介しなければならないという理由はないので、東京都や視察に赴いたふじみ衛生組合の施設紹介ビデオで説明すれば良いと思います。

渡邊忠明（副委員長）

100m、120m、140mなど、様々な高さの煙突資料を持っていますが、幅を持たせて例示することは出来ませんか。

河邊安男（副委員長）

煙突の高さを示すことは非常に難しく、高さを示すことでまた独り歩きしてしまう問題もあります。

既に委員の皆さんは、色々な情報を収集出来たわけなので、この候補地ではこの位の高さだろうという想定が出来るはずです。

それを基にして再々採点することが基本になると思います。

また、ビデオの話がありましたが、住民の皆さんに示す資料は、どの地区も同じでないといけないことが基本となります。

地区毎で資料が違っていると、なぜなのかという話になるので、あくまでも最新の事例として、次期中間処理施設と同規模程度の施設を参考として示しているのです、変える必要性は全くな

いと思います。

寺嶋均（委員長）

確かに現在地は、他の候補地と違う立地条件があります。

現在地以外の候補地は、煙突高さ59mという形の説明の仕方でも問題ないように思いますが、現在地は今の周辺の状況を考えると、現施設と同じ59mの煙突というわけにはいかないことも事実だと思います。

現在地の煙突高さを概ね100m程度と想定した際、仰角のほか煙突の面積を含めたボリュームが圧迫感や閉塞感へ大きく影響しますが、なかなかイメージが湧きにくいという部分はあると思います。

山口進（委員）

現在地は、過去に100m以上の煙突に建替えてもらいたいという要望がたくさん出され、色々と検討したことがあると思いますが、その後どのような状況ですか。

川砂智行（事務局：副主査）

印西クリーンセンターの周辺に居住する皆様、特に環境委員会に属している町内会等の皆様から要望があり、過去、高煙突化事業を進めることを決定しました。

しかし、平成16年度に経済的な事情等々を理由として、当該事業は取り止めとなりました。

その後、印西クリーンセンターの老朽化が進み、単体の高煙突化事業ではなく施設そのものを更新しなければならない状況となったことから、更新計画と合わせて高煙突化を検討するような形となりました。

岩井邦夫（委員）

要は、高煙突化事業だけでは国庫補助がないので取り止めたということです。

土田寛（学識経験委員）

基本的には、先程、河邊副委員長が仰ったように期日までに再々採点することで良いですが、景観については、歴史的文化的景観、景勝地としての景観及び市街地景観等への影響という少なくとも3項目の着目点が掲げられているので、煙突が高いからいけない、目立つからいけない、目立たないから良いという類のものに止まらない採点を基本的にはしていただく前提になります。

先程、一部指摘がありましたが、この程度の委員数で5段階評価をしても正規分布にはならないこと及び杓子定規に中央値や最頻値を用いても意味がないので、単純平均で評点することだけを合議することが肝要だと思います。

渡邊忠明（副委員長）

土田学識経験委員の意見に大賛成です。

黒須良次（委員）

土田学識経験委員の意見に賛成ですが、基本的にやはり歴史的文化的な、あるいは景勝地に関しても、結局、煙突の高さが高ければ高いほど影響圏が広がるので、煙突の高さの問題はあると思います。

土田寛（学識経験委員）

昭和の時代から景観計画に携る立場から言うと、例えば昭和40年代初期は、臨海工業地帯に建ち並ぶ、煙もくもくの煙突は成長の証であり、我が国の国力を示すものとして、実は景観上ウエルカムでした。

また、以前、足立区に千住火力発電所のお化け煙突がありましたが、歴史的文化財として実は一部保存されています。

景観というのは、実は時代と共に煙突と言えどもという部分があり、現在地の煙突は確かに新住民の方達が一部嫌悪感を持っていることを感じますが、やはりこの地で長期間操業して皆の生活を支え、子供達の社会見学の間にもなっているので、あえて申し上げたいことは、煙突の高さや影響圏だけに止まらない景観的な判断も、一部加えてほしいと思います。

渡邊忠明（副委員長）

全く同感です。

清掃工場の環境影響評価の記録を見ると、必ず景観の専門家が委員に入っていて、割と高い100mを超す煙突も良いデザインとして評価している場合も多数あるので、その辺も踏まえて判断してほしいと思います。

山本博久（委員）

既に、本日までに提出のあった意見書などを参考に再々採点することで決めているので、議論を終わりにして次の審議に進んでもらいたいと思います。

寺嶋均（委員長）

本日までに提出のあった意見書及びこれまでの議論を踏まえて再々採点することでお願いしたいと思います。

（「異議なし」との発言あり）

寺嶋均（委員長）

異議なしと認めます。

次第5 候補地の3次審査の進め方について

寺嶋均（委員）

最後の議題である次第5、候補地の3次審査の進め方についてですが、審議時間の関係から今日取り纏めるわけにはいかないと思います。

周辺住民の理解度・協力度、経済性、地域社会貢献の評価は、定性的な部分が多い事柄なので、それぞれにおける評価の仕方、特に周辺住民の理解度・協力度について、周辺住民意見交換会に出席した印象及び感触等を含め、どう纏めたら良いか意見があればお願いします。

岩井邦夫（委員）

周辺住民意見交換会における成田市の清掃工場の紹介ですが、25分位の時間を要しています。

成田市の清掃工場の排出基準や測定結果などを色々説明しても所詮は違う設備なので、一生懸命説明する意味はないだろうと思いながら聞いていました。

先進地を説明するのならば、施設の外觀関係程度に止めるべきだと思います。

大須賀利明（事務局：工場長）

先進地の紹介に要している時間は10分間程度です。

事務局としては、周辺住民意見交換会では、健康被害に関する意見、質問及び心配が多いことから、最新施設の環境性能に関する説明をしています。

岩井邦夫（委員）

次期中間処理施設がストカー炉と決定していないかもしれませんが、ガス化溶融炉とストカー炉の違いもあるので、他の地域の清掃工場を一生懸命説明する意味は、ほとんどないと思います。

大須賀利明（事務局：工場長）

近隣の最新施設の環境性能は説明したいと考えています。

岩井邦夫（委員）

全く説明しなくて良いという意味ではありません。

寺嶋均（委員長）

最初に開催した造谷地区の意見交換会は先進地の紹介時間が長過ぎましたが、それ以降は随分時間を短縮しています。

亀倉良一（委員）

時間を記録していますが、先進地の紹介時間は丁度10分です。

岩井邦夫（委員）

先進地の紹介時間が凄く長く感じたので、出席した住民の皆さんの意見を聞いたほうが良いと思いました。

藤森義韶（委員）

周辺住民意見交換会は輪番制で委員が出席しているので、地区毎で出席した委員と出席していない委員がいます。

開催後、録画したビデオは速やかに郵送されますが、アンケート集計結果は大分後になってから郵送されます。

ビデオとアンケート集計結果が揃わないと、なかなか評価が出来ません。

寺嶋均（委員長）

アンケートをその場で記入及び提出する出席者だけではなく、帰宅してから記入し、その後事務局へ郵送する方も結構多いので、アンケートの集計は一定の時間を要するようです。

なお、推測として出席者は反対の立場の方が多いかもかもしれませんが、地元町内会の意見と、300m以内の隣接町内会の意見の重み付けをどのように考慮するかを考える必要があります。

また、出席した方がアンケート用紙を2枚以上持ち帰り、出席しなかった家族もアンケートに記入し、事務局へ郵送しているかもしれません。

また、出席しなかった方々の意見をどのように扱ったら良いかなど、整理の仕方に非常に

難しい面があり、苦慮しています。

藤森義韶（委員）

評価する際に1番困ったことは、町内会の全世帯中、何世帯が出席しているか把握出来ないことです。

また、出席住民は、ほとんど顔見知りなので、最初に非常に強い反対の意見が出されてしまうと、後から賛成又は保留したい意見などは、ほとんど出せない空気になることをこれまで出席した際にとっても感じました。

その辺が非常に難しいですが、考えていたら評価が出来ないので、状況を見計らいながら出席委員の意見やアンケートの内容を参考にして評価するしかないと思いました。

亀倉良一（委員）

かなり誤った認識で反対意見が結構出ています。

例えば土壌汚染の問題と一緒にしてしまい、果樹の風評被害が起きるのではという意見も出ました。

そうした誤った認識に対して、その場で反論すると喧嘩になるような感じがして、正しい認識を持ってもらいたいという必要性はあるものの、誤った認識をどこで説明するかということが問題の1つとしてあると思います。

また、やはり出席者は、反対意見を持つ方が圧倒的であり、そういう意味では、反対の理由がどこにあるのかを把握することが非常に大事だと思います。

そういう意味では、2時間程度の開催時間なので、意見交換と言ってもほんの入り口です。

絞り込んだ段階で、本当に踏み込んだ意見交換が出来るかどうかを考えると、やはり反対の程度が強いのか弱いのか、きちんとした根拠や論拠を持っているのかいないのか、その辺の部分を掴むことが今後重要になると感じました。

渡邊忠明（副委員長）

亀倉委員と同じ意見ですが、住民の皆さんが心配するのは、健康や農作物被害です。

その件に関して委員長が1人で一生懸命説明しているので、気の毒に思い私も発言してしまいましたが、いくら正しいことでも住民委員は発言しないほうが良いのでしょうか。

岩井邦夫（委員）

意見を言っただけではいけないかもしれませんが、間違えたことを住民の方が発言した場合は、発言しても良いと思います。

渡邊忠明（副委員長）

そのような言い方をしましたが、住民委員が発言して良いのか疑問があります。

岩井邦夫（委員）

事実と違っていたら指摘したほうが良いと思います。

また、昨日出席した周辺住民意見交換会で、焼却灰の放射能濃度がどうなっているのかという質問があり、事務局で直ぐに答えられませんでした。

私は環境委員なので焼却灰の放射能測定濃度を記憶していたことから、私から説明しました。

質問があっても答えられないというのも最低です。

何も知らない連中が来ているのかと思われてしまいます。

寺嶋均（委員長）

全ての周辺住民意見交換会が終わっていない中、これまでの雰囲気ないしは全体の印象という意味合いですが、今迄、私が出席した地区は、拒絶的な反応や個々の色々な反対的な意見がありましたが、継続協議が出来る状況にあるという印象です。

これは非常に総体的なものなので、印象を取り違えると大変なことになります。

岩井邦夫（委員）

昨日出席した周辺住民意見交換会で、福祉に向上や地域社会貢献など、色々と資料に書いてあるが、具体的には何をしてくれるのかという質問がありました。

事務局の回答は、先進事例は少し説明したものの、何も決まっていないので、これから皆さんとの対話で決めるということでしたが、出席住民は何も決まっていないことで、がっかりしていました。

また、事務局の説明で気になったのは、アクセス道路については候補地を1箇所絞ってから具体化するという部分です。

しかしそれでは、1箇所絞った候補地が反対されたらその時点で終わってしまうので、例えば1位から3位の候補地を比較対象にすべきと感じました。

亀倉良一（委員）

地域社会貢献の話はそのとおりです。

私も事務局の説明を聞いて感じましたが、1箇所に決まってから相談するという言い方だと、出席住民は全然イメージが湧かない話になります。

つまり、既存地域は特にそうなのですが、既存地域の人達にしてみれば、自分達が誘致したわけではないのに、余り好ましくない施設が隣に出来るということなので、当然反対運動が起きます。

それに対して、やはり事業者側としては、特にそういう地域に建てたいことから住民の皆さんにお願いするわけなので、お願いを受けてもらえるようなことはするという話をきちんと伝えるべきだと思います。

土田寛（学識経験委員）

その辺についてはニュアンスが難しいと思いますが、あくまで今回は公募を行い、その後周辺住民意見交換会を開催し、これは説明会ではないことをきちんと理解してもらう必要があります。

お願いをしているわけではなく、応募者から来てほしいと言われている話です。

また、これまで何回か周辺住民意見交換会に出席した感想ですが、あくまでニュートラルに、この地域から応募を受けていますが、皆さんの意見はいかがですかということだけで、詳細には踏み込まずに、委員として意見を聞きながら、ハレーションの起きる可能性、ウエルカムの度合い、反対の度合いなどを確認する以外にないと思います。

また、なぜ印西市内しか候補地がないのかという疑問や、部分的には都市住民と農村住民というワードもあったような気がします。

要は、地域の皆さんが必要とする施設を2市1町全体のどこに置くのが最適かということ

を公募ベースで検討しているという軸線は外さないほうが望ましいと思っています。

そういう意味では、なるべく委員長、副委員長が事務局の説明をアシストする範囲で、なるべく詳細なところまでは踏み込まない形で、周辺住民意見交換会を続けていくことが望ましいと考えています。

寺嶋均（委員長）

応募があったということですが。

土田寛（学識経験委員）

どうも説明会と意見交換会は、かなりマニアックなバランスになっているのが事実です。

次々と突っ込んだ話になってしまい、少し間違えると、今、話題になっている石原環境大臣のようなことになりかねないので、周辺住民意見交換会における委員の立場を確認しておいたほうが良いと感じました。

岩井邦夫（委員）

意見交換会と言いながら、住民の意見は述べても良いが、委員の意見は述べてはいけない。

土田寛（学識経験委員）

述べないほうが望ましいと思います。

岩井邦夫（委員）

そういうことだと思いますが、それであれば、会議名称を意見交換会としないほうが良いのではと思います。

土田寛（学識経験委員）

実際には意見交換ではないです。

岩井邦夫（委員）

ビデオ撮影を断られた地区が2箇所ありますが、出席しなかった委員はどのように評価するのですか。

浅倉郁（事務局：主査）

要点筆記の会議録を速やかに作成します。

岩井邦夫（委員）

文書で見る。

浅倉郁（事務局：主査）

はい。

岩井邦夫（委員）

分かりました。

録音はしましたか。

浅倉郁（事務局：主査）

録音も認めていただけなかった地区があります。

亀倉良一（委員）

周辺住民意見交換会の評価リストは、その都度事務局に提出するのですか。

浅倉郁（事務局：主査）

当初、その都度提出していただくことを考えていましたが、やはり出席の度に評価が変わ

る可能性があるので、最後に評価リストを提出していただければと考えています。

亀倉良一（委員）

事務局から連絡があるということですね。

浅倉郁（事務局：主査）

はい。

寺嶋均（委員長）

3次審査をどのような形で進めたら良いか、また、評価の視点や纏め方についても難問だと思うので、今後、何か気付いたことがあれば事務局まで連絡してください。

3次審査に関する本日の審議は、この位で切り上げたいと思います。

岩井邦夫（委員）

昨日開催した意見交換会で、2次審査の途中結果を配布していますが、本日、2次審査の途中結果が変更となりましたので、今後の周辺住民意見交換会では、最新の2次審査の途中結果を配布してほしいと思います。

亀倉良一（委員）

余り確定的に数字で出してしまうと、少しまずいと思います。

岩井邦夫（委員）

ただ、出席住民はそれを知りたがります。

寺嶋均（委員長）

2次審査の途中結果は、慎重に上手く扱う必要があります。

鬼沢良子（学識経験委員）

先程、亀倉委員が仰いましたが、やはり非常に間違えた認識のうえでの意見をされる方がいらっしやいます。

例えばそういう方が会場に非常に多かった際、単に反対の度合いが強いというストレートな評価をするのではなく、正しい情報を知ることによって意見が変わる可能性があるということも各委員で判断し、評価すべきだと思います。

岩井邦夫（委員）

ただ、それは想像するしかない話なので、やはりその場で間違えた認識を指摘したほうが親切だと思います。

鬼沢良子（学識経験委員）

しかし、周辺住民意見交換会は、間違えていることをきちんと説明し切れるだけの時間がないのです。

岩井邦夫（委員）

では、黙って聞いているということですか。

鬼沢良子（学識経験委員）

私達委員はそれで良いと思います。

余りにも間違えているときは、事務局から説明すれば良い話です。

寺嶋均（委員長）

ご意見として受け止めておきますという言い方になると思います。

岩井邦夫（委員）

1 番無難です。

渡邊忠明（副委員長）

しかし、明らかに間違えていることは、やはり学識経験委員から正していただきたいと思っています。

前回、私は口を滑らせてしまいました。

岩井邦夫（委員）

指摘したほうが良いと思います。

鬼沢良子（学識経験委員）

正すのは良いですが、聞く側から「説得されている」と取られてしまうとまずいということです。

渡邊忠明（副委員長）

そこは注意する必要があります。

鬼沢良子（学識経験委員）

どうしても、そういう構図になってしまうのです。

土田寛（学識経験委員）

3次審査は、理解度を推しはかる部分があると思います。

周辺住民意見交換会で全部整理するのであれば、それは説明会になってしまいます。

渡邊忠明（副委員長）

周辺住民意見交換会は、何か飛び火して行きます。

黒須良次（委員）

周辺住民意見交換会の開催に当たり、住民への周知の方法を具体的にどのように行っているのか再度説明してください。

中野竜一（事務局：主査補）

候補地が属する町内会等と候補地周辺の町内会等の会長と連絡を取り、希望する日程を確認したうえで、開催のお知らせ文をポスティングにより全戸配布しています。

黒須良次（委員）

現在地の場合は2つのマンションが該当し、それぞれ自治会、管理組合があると思いますが、自治会のほうは、居住者が100%参加していない状況があること及びポスティングという話がありましたが、自治会長に話が回っても、自治会から管理組合に話が回るとは限りませんので、是非管理組合へも開催のお知らせをしてほしいと思います。

また、戸建て住宅の場合は、何丁目といえば大体その地区で自治会がありますが、マンションの場合は何丁目何番なので、丁目の中にマンション管理組合や自治会が3つも4つもあるわけです。

今回、現在地で該当するのは小倉台一丁目の1つのマンションと、中央北二丁目の1つのマンションだけです。

丁単位で見れば同じ丁に入っていますが、マンションという集合居住の関係で、自治会が

小割で組織されているというのが、この地域の現状です。

他の地区や戸建て住宅地の場合は、地区という広がりの説明対象にしています。

そこで意見ですが、例えば小倉台一丁目のマンション1つだけを対象とするのではなく、小倉台一丁目として括り、小倉台一丁目内の全ての集合住宅及び戸建住宅に対して、是非周知してほしいと思います。

なお、小倉台一丁目は、3つマンションがあります。

また、中央北二丁目はマンションが1つですが、中央南一丁目は、2つマンションがあります。

やはり、現在地は丁目単位で説明しないと、他の地区と比べてバランスが取れないと思います。

現在地から300mの範囲内に位置する、小倉台一丁目、中央北二丁目、中央南一丁目については、そのような形で住民周知をお願いしたいと思います。

次第6 その他

寺嶋均（委員）

最後に次第の6番、「その他」を議題とします。

まず、事務局から何かありますか。

中野竜一（事務局：主査補）

先程、黒須委員から周辺住民意見交換会の周知について質問がありましたが、まず周辺住民意見交換会の日程調整について改めて説明します。

寺嶋均（委員長）

資料はありますか。

中野竜一（事務局：主査補）

資料を配付します。

（周辺住民意見交換会の日程調整の資料を配布）

中野竜一（事務局：主査補）

周辺住民意見交換会の日程は、委員の皆様にもメール提出していますが、調整の終わっていない滝地区に関する滝野自治会連合会と、現在地に関するサンクタス千葉ニュータウン中央及び小倉台アビック21との調整が調いましたので、6月22日現在として作成しました。

また、新規追加となった7月19日土曜日の吉田地区に関する松崎区は、松崎3町内会の会長から、松崎については4つの町内会が存在しており、消防団や祭事などにおいて全て一緒に松崎地区として対応していることから、滝野自治会連合会と同様に対応してほしいとの要望がありました。

松崎区長に確認したところ、松崎3町内会長と同様の要望があったことから、対応することが望ましいと考え、追加開催することとしました。

なお、今回該当する町内会等の全てに、関連する町内会と合わせた開催についての要望があるかどうかを確認しましたが、他の町内会等からの要望はありませんでした。

渡邊忠明（副委員長）

確認ですが、集合時間は開会の1時間前で良いですか。

浅倉郁（事務局：主査）

はい。

寺嶋均（委員長）

皆さんにはご苦勞を掛けることとなりますが、よろしくお願いします。

藤森義韶（委員）

事務局にお願いがあります。

周辺住民意見交換会の録画ビデオと一緒にアンケート集計結果を提出してください。

大須賀利明（事務局：工場長）

アンケートは、出席住民の皆様に、1週間程度以内の投函をお願いしているので、集計が完了するのは1週間以上後となります。

よって、提出にタイムラグがあることを了解いただきたいと思います。

藤森義韶（委員）

分かりました。

浅倉郁（事務局：主査）

次回会議の日程調整をお願いします。

次回会議は7月27日の日曜日を予定していましたが、全体意見交換会を前日の7月26日の土曜日に開催するので、1週ずらして8月3日の日曜日に次回会議を開催したいのですが、いかがですか。

鬼沢良子（学識経験委員）

決まりですか。

浅倉郁（事務局：主査）

よろしければ、スケジュール表を訂正して再提出します。

寺嶋均（委員長）

次回の第13回会議は8月3日とします。

その他、何かありますか。

黒須良次（委員）

確認資料の1-6ページの説明がありませんが、各候補地内に清掃工場及び建替用地を図示し、実際に配置出来ることを確認する資料になっていると思います。

4箇所の応募地は、斜面緑地の伐採及び造成をしなくても概ね施設の配置は可能であると理解しました。

ただ、滝地区は、斜面緑地に一部掛かる可能性がありそうだというのが、これで見取れます。

現在地は、概ねテニスコートの1.5倍位の広さのところ建替用地になり、要するに道路側で建設するという事です。

以上のような資料の解釈で良いですか。

浅倉郁（事務局：主査）

はい、結構です。

黒須良次（委員）

そうすると、自然環境の保全の評価の関係で繰り返しになって大変恐縮ですが、前回会議で事務局から提出のあった資料では、台地も斜面も合わせて既存樹林を伐採した場合の面積を評価上の前提として説明があったと思います。

その説明と確認資料の1-6ページの内容を重ねると、斜面地というのは大体どの候補地でも保全され、要するに施設配置上余り問題なく周辺緑地の1つとして、大体、候補地によっては20~30%の緑地を確保出来るので、レイアウト上も数字上も斜面緑地は上手く保全することが出来るのだと考えるべきです。

前回会議で事務局から説明のあった里地里山の保全の評価は、候補地内の森林を全部伐採することを前提にしているようですが、確認資料の1-6ページで読み取れるように、斜面緑地は概ね保全出来るという理解で良いですか。

浅倉郁（事務局：主査）

現段階で施設の配置計画は決定していないので、確認資料の1-6ページは、あくまでイメージとして見ていただくしかないと考えています。

黒須良次（委員）

この地域一帯は千葉ニュータウン開発に当たり、斜面緑地を綺麗に保全したからこそ住宅地から一歩離れたところに綺麗な里山景観、谷田景観が残っています。

今迄、千数百haを開発しているにも関わらず、計画上で非常に緻密な配慮があり、田園景観が保全されています。

今回、都市施設の1つとして清掃工場を立地するにあたり、やはり敷地に2.5haという余裕を持ったおかげで、斜面緑地が敷地内にあっても上手く保全する形での立地が可能だということであれば、里地里山の保全の評価を見直したほうが良いと思います。

渡邊忠明（副委員長）

異議あります。

斜面林だけが緑地ではありません。

緑地に掛からないのは吉田地区で、他は皆残っている里山を伐採します。

私は、吉田地区の生物多様性の保全に関しては、当初、減点しなくても良いという見解でしたが、斜面林の一部を伐採し、進入道路を整備する可能性があるとのことでした。

よって、建築物の配置だけではなく、道路整備なども考える必要があります。

里山とは、斜面林だけ残せば良いというものではなく、トータルの生態系として残す必要があります。

里地里山の保全は、長谷川教授が明快に纏めてくださったので、蒸し返す必要はないと思います。

黒須良次（委員）

やはり斜面地が残るということは、生態系として見ても、水系の保全から見ても非常に重要なことです。

渡邊副委員長の意見は、斜面地が残るだけでは余り評価に値しないという趣旨だと思いますが、そうではなく、今迄の議論は全部伐採に近いような前提で判断してきたと思うので、やはり評価は見直さなければいけません。

植林地として余り永続性のない平地林は伐採されるかもしれませんが、谷田に面した水源の涵養にもなり、生物多様性の面でも非常に評価出来る斜面地が保存される可能性が高いということであれば、認識に大きな違いが生じると思います。

今日は時間の都合もあると思うので問題提起として申し上げますが、里地里山の保全の評価は配点が非常に大きいので、本日新たに提出された確認資料1－6の図面を基に再評価をすべきだと思います。

渡邊忠明（副委員長）

繰り返しになりますが、やはり2.5haという規模から考えると、斜面林だけ残せば良いというものではなく、マストとして残さなければ里山の意味がないので、前回会議における評価を改めて審議する必要はないと思います。

土田寛（学識経験委員）

審議は余り戻らないほうが良いと思います。

斜面林そのものを取り出して印西市が残したいという計画がないので、マストとしてのポジションだけで良いと思います。

黒須良次（委員）

もう1点、矛盾しているところがあると思います。

今回の応募地は、吉田地区を除けば平地は林地です。

植生的に見れば、環境省の資料によると杉、ヒノキ、サワラです。

滝地区では、クヌギとナラがありましたが、結局、永続性という考え方で見ると、周りに既に廃棄物のリサイクル施設、廃物の埋め立て処分、あるいは何の理由か分かりませんが伐採されたところなどがあり、要するに市街化調整区域で土地利用転換が起こっています。

結局、この林地は林業として成り立っていないので、いずれ所有者の都合で全部伐採される可能性があります。

よって、4箇所の応募地の全てにおける全部伐採ないしは畑に転換される可能性を十分見越しておかなければいけないし、実際に隣接地は全てそういう状況になっています。

ということは、清掃工場が出来て30%程度の斜面緑地が保全されるということは、逆に立地することにより30%が保全されるという、ある意味ではそういう機会が生まれるということなので、必ずしも全面的にマイナス評価をすることに当たらないのではないかということも、合わせて述べたいと思います。

渡邊忠明（副委員長）

長谷川教授が前回会議の参考資料③で綺麗に纏めてくださったように、杉林であってもサ

シバの営巣材料など、猛禽類にとっては重要な役割を果たしていますので、長谷川教授の纏めで十分だと認識しています。

黒須良次（委員）

その点は生物多様性の評価であり、里地里山は評価項目が違います。

山本博久（委員）

会議を進行してください。

後は個人的にお願いします。

寺嶋均（委員長）

里地里山の保全の評価については、既に会議で決していると受け止めています。これまでの評価を生かす形でいかがですか。

（「異議なし」との発言あり）

寺嶋均（委員長）

異議なしと認めます。

次第7 閉会

寺嶋均（委員長）

これで用地検討委員会第12回会議を閉会します。

平成26年6月22日に開催した印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設整備事業
用地検討委員会（第12回会議）の会議内容が、この会議録と相違ないことを証明する。

平成 26 年 9 月 1 日

委 員 長

寺嶋 均

会議録署名委員

黒須 良次

会議録署名委員

山本 博久